



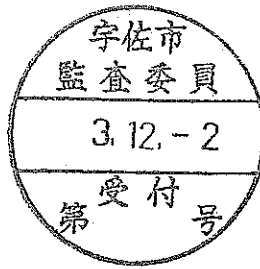
監査告示第 12 号

令和3年11月5日付け監査第1105001号で提出した定期監査結果報告に対し、宇佐市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和3年12月13日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

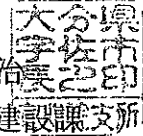
宇佐市監査委員 多田 羅純一



安産建第 1115001 号
令和 3 年 11 月 15 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 多田羅 純一 様

宇佐市長 是 永 修 治
(安心院支所 産業建設課支所)



令和 3 年度第 1 回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況
について (報告)

令和 3 年 11 月 5 日付監査第 1105001 号で報告のあった定期監査結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘事項
- ・該当なし

- 措置状況
- ・該当なし

2. 注意事項

(1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

①設計金額の積算に必要な経費の一部が反映されていないもの

措置状況

・指摘のありました書類については速やかに適切な処理をいたしました。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を再度確認し、適正な事務処理に努めてまいります。また、設計書の作成にあたっては積算方法、標準歩掛、諸経費の算出方法等が定められた積算基準に基づいて適正な設計金額の積算となっている事を確認します。

3. 要望事項

・機械・器具の故障に伴う購入等の契約について、早急に復旧しないと市民生活等に支障をきたすため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による緊急を理由とした特命随意契約を行なっているものが散見される。器具等の設置から既に相当な年数が経過している場合、部品の製造が終了しており修理ができないことは容易に想定できる。今後は、日常的な管理を見直し、耐用年数及び施設運営の重要性等を考慮し、更新の年次計画を立て入札により対応し、緊急による随意契約を乱用することがないように要望する。

措置状況

・機械器具の設置状況を確認のうえ、耐用年数が過ぎたもの及び施設運営上の重要度が高い機械器具から事業の収益性等を総合的に勘案して優先度を考え、計画的に更新していきます。



院産建第 1122001 号
令和 3 年 11 月 22 日



宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 多田羅 純一 様

宇佐市長 是 永 修 治
(院内支所産業建設課)



令和 3 年度第 1 回定期監査の結果について (報告)

令和 3 年 11 月 5 日付監査第 1105001 号で報告のありました定期監査結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

【指摘事項】

- ・該当なし

【注意事項】

(1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ① 委託契約の仕様書に履行期間、場所などの必要事項が記載されていないもの

【措置状況】

指摘された注意事項については、仕様書に履行期間等が記載されておらず契約事務の不適正な執行となっておりました。

今後は、宇佐市契約事務規則及び契約に関する庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務に努めてまいります。

【要望事項】

機械・器具の故障に伴う購入等の契約について、早急に復旧しないと市民生活等に支障をきたすため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

による緊急を理由とした特命随意契約を行なっているものが散見される。器具等の設置から既に相当な年数が経過している場合、部品の製造が終了しており修理ができないことは容易に想定できる。今後は、日常的な管理を見直し、耐用年数及び施設運営の重要性等を考慮し、更新の年次計画を立て入札により対応し、緊急による随意契約を乱用することがないよう要望する。

【措置状況】

機械・器具の故障に伴う購入等の契約については、市民生活等に支障をきたすことの無いように、努めてきましたが日常管理等において不十分な点もございました。

今後は、機械器具等の日常的な管理を見直し、計画的な更新計画を作成し適正な契約事務に努めてまいります。また、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の適用については業務内容を精査したうえで適正に対応してまいります。



安市民第 1130001 号
令和3年 11 月 30 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 多田羅 純一 様

宇佐市長 是 永 修 治
(安心院支所 市民サービス課)



令和3年度 第1回定期監査における指摘事項及び注意事項に対する
措置状況について(報告)

令和3年11月5日付け監査第1105001号で報告のあった定期監査について、その
検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

【指摘事項】

・該当なし

【注意事項】

(1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適性を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を
執行されたい。

- ① 委託契約の仕様書に履行期間、場所などの必要事項が記載されていないもの
- ② 委託契約について、仕様書に定められている業務報告が行われていないもの

○ 措置状況

(1) 契約事務について

- ① 今回ご指摘のありました施設維持管理業務委託のほか各種契約事務の執行
に際しましては、仕様書に必要事項を記載するとともに、内容確認を徹底し不
備が無いように努めます。 また、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等

を遵守し、細心の注意を払い適正な契約事務の執行に努めます。

- ② 清掃業務委託の月間作業計画表の提出時期について、仕様書では前月末日までとなっておりますが、いずれの月も当月の初日に提出されていました。今後は、仕様書のとおり前月末日までの提出を求めます。また、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、細心の注意を払い適正な契約事務の執行に努めます。

【要望事項】

・該当なし



院市民第1119001号

令和3年11月19日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 多田羅 純一 様

宇佐市長 是永 修治
(院内支所 市民サービス課)



令和3年度 第1回定期監査における指摘要望事項に対する
措置状況について（報告）

令和3年11月5日付け監査第1105001号で報告のありました令和3年度第1回定期監査結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告いたします。

記

【指摘事項】

- ・該当なし

【注意事項】

(1) 契約事務

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ①設計金額を積算するための業者見積もりを1者からしか徴収していないもの

『措置状況』

今後は、各種契約事務の執行に際しましては、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、細心の注意を払い適正な契約事務の執行に努めてまいります。

【要望事項】

- ・該当なし